（仮称）新学校給食センター調理備品仕様書

1　仕様書の概要

本仕様書は、藤枝市（以下「本市」という。）の（仮称）新学校給食センター及び小中学校で使用する学校給食用調理備品に関して、購入に必要な事項を定める。

2　要件

⑴ 指定製品仕様及び数量

品名	規格	品番	数量
金抜き設計書のとおり			

⑵ 消毒保管庫にて消毒・保管する調理備品については、消毒保管庫の設定温度帯（90℃～95℃）に耐えうる製品であること。

⑶ 食品衛生法・食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の最終改定に適合していること。

3　納入場所及び納入時期

納入場所は、（仮称）新学校給食センター（藤枝市緑町二丁目地内）とする。また、納入時期は洗浄機等での使用テスト等を考慮し、（仮称）新学校給食センターの竣工後である令和 10 年７月を予定するが、納入数量及び納入時期等の詳細は本市との協議により決定する。

4　契約時期

本市との契約期間は、議会議決日から令和 10 年７月 30 日までとする。

5　検査

⑴ 調理場の洗浄機等での使用テストを本市の立会いのもとで行うこととし、日程等については、本市と協議の上で決定すること。

⑵ 納品時、傷、歪み、数量不足がないか本市の検査を受けること。不良品が発見された場合は、速やかに無償で交換すること。

6　留意事項

⑴ 設計書中の備考欄の用語を以下の通り解説する。

ア　型式指定

給食センターの設計段階において、本市が特定の型式を指定したものをいう。

イ　指定品

既存機器、発注済み機器、発注計画等との適合を図るため、本市が特定の製品を指定したものをいう。

ウ　適合品

対象物品に対して、サイズ、材質、その他の条件が適合する製品をいう。ただし、メーカーは問わないものとする。

エ　サイズ・容量・材質・仕様指定

本市が、物品のサイズ、容量、材質、その他の仕様に関する条件を指定したものをいう。

⑵ 調理場の試運転の際、製品の損傷等を発見した場合は、受注者の責において修復等速やかに対応すること。

⑶ 保証期間は、施設の供用開始から１年間とする。

⑷ 万一、製品の不良等の原因で所定の性能を発揮しない場合は、納入年数の経過に関わらず、受注者の負担において修理又は交換を行うこと。